2018年第２回定例会　一般質問答弁

熊田ちづ子議員（共産党議員団）

**１　原発再稼働反対、原発ゼロの実現について**

**（１）原発再稼働反対、原発からの撤退を国へ申し入れることについて**

**【質問】**

東日本大震災と東京電力福島原発事故から７年が経ち、福島では約５万人が避難、原発事故関連死者数は２，２１１人に達し、直接死１，６０５人をはるかに超え、増え続けています。東京電力は、事故収束、賠償など加害者としての最低限の責任すら果たさないまま、柏崎刈羽原発と福島第２原発を再稼働させる姿勢です。経団連も「原発は必要」「感情と経済は分けて考える」との態度です。安倍政権はこうした東電や財界の要求に全面的に応え、２０３０年度の全電源に占める原発の比率を、全原発の再稼働となる２０％以上に引き上げる「第５次エネルギー基本計画」を夏までに決めようとしています。

 これに対し立憲民主党、日本共産党、自由党、社民党の野党４党が「原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革基本法案」（原発ゼロ基本法案）を衆議院に共同提出しました。動いている原発は速やかに止める、再稼働はいっさい認めない、２０３０年までに再生可能エネルギーを４割以上にしようとするもので、「原発なくせ」の国民の声と運動が結実したものです。

　原発ゼロの実現をめざし、区長として原発の再稼働反対、原発からの撤退を国に申し入れるべきです。答弁を求めます

**【答弁】**

我が国のエネルギー政策は、国民的議論を踏まえ、原子力発電のあり方も含め、国の責任において取り組むべきものです。

区として、原発再稼働の中止や原発からの撤退を国に求めることは考えておりませんが、引き続き、エネルギー基本計画に沿った国の動向を注視するとともに、区においては、エネルギー消費量の抑制や、再生可能エネルギーの利用促進を積極的に推進してまいります。

 **(2) 再生可能エネルギーの利用拡大と普及・啓発について**

**【質問】**

　区は全国連携による再生可能エネルギーの活用を図るとして、昨年度は白河市、庄内町、みやま市と再生可能エネルギー活用に関する協定を締結しました。

再生可能エネルギーの積極的な導入を進めていくため、再生可能エネルギーによる電力供給の可能性のある自治体を対象に、利用拡大を図るとともに、区民への普及・啓発を行うこと。答弁を求めます。

**【答弁】**

今年度、区は、福島県白河市で太陽光により創出される一般家庭約１４０世帯分の電力を、麻布地区総合支所やプラザ神明など、区有施設８施設へ導入いたしました。

また、山形県庄内町からの風力発電による電力の導入を準備しているほか、他の自治体についても電力供給の可能性を調査しております。

今後、再生可能エネルギーを導入した当該施設で、その由来の周知を行うほか、太陽光発電設備への助成やエネルギー施設に関する環境学習などを通じて、区民や区内事業者への普及・啓発に努め、再生可能エネルギーの利用拡大を図ってまいります。

**２　「港区の米軍基地」のリーフレットの改善について**

**【質問】**

わが党区議団の提案を受け、発行は遅れましたが、「港区の米軍基地」のリーフレットができました。２３区唯一の米軍基地である麻布米軍ヘリ基地を多くの区民に知ってもらう上で広く活用してもらいたいと思います。

しかし、作成部数はわずかに５００部です。麻布米軍ヘリ基地等を撤去させるのが港区と区議会の目標です。そのためにはすべての区民に知ってもらうような大胆な取り組みが必要です。

早急に増刷するよう求めます。その際、改善すべき点を提案します。

第１に、港区・港区議会が１９６７年以来十数回の基地撤去の決議等を上げてきたことを記載すること。

第２に、臨時ヘリポート用地の継続使用は３者間の（在日米軍施設および区域の共同使用に関する）協定違反であり、港区も港区議会も即時返還を再三要求してきたことを記載すること。

第３に、防衛省や東京都宛の要請書の紹介が小さく、肝心の本文が読み取れないので改善すること。

第４に、「環状３号線整備に伴い提供された臨時ヘリポート用地は返還されず、代替地が平成２３年に返還されました」との記述がありますが、港区も区議会も、返還を認めていないのに「返還を容認している」との誤解を与える内容なので改善すること。

第５に、長年基地撤去の運動をしているみなさんにリーフレットを渡し、感想・意見を聞くこと。

それぞれ、答弁を求めます。

（１）基地撤去の決議等を記載することについて

（２）区と区議会が即時返還を要求してきたことを記載することについて

（３）防衛省や東京都宛の要請書の紹介の仕方を改善することについて

（４）代替地返還にかかる記載内容を改善することについて

（５）リーフレットへの感想・意見について

**【答弁】**

このリーフレットは、米軍基地の概要と、基地撤去に向けた区の取組を区民の皆様に御理解いただくために、本年３月、初めて発行したものです。

ご提案にありました、基地撤去の決議等を記載すること、区と区議会が即時返還を要求してきたことを記載すること、防衛省や東京都宛の要請書の紹介の仕方を改善すること、並びに、代替地返還にかかる記載内容を改善することにつきましては、今後、区民にとってわかりやすいものとなるよう工夫してまいります。

また、リーフレットへの感想・意見につきましては、リーフレットに意見募集を明記し、基地撤去の運動をしている方々を含め、幅広く区民の皆様から区にお寄せいただき、今後の区の取組に生かしてまいります。

**３　災害時応急対策業務に関する協定締結団体との定期的な協議について**

**【質問】**

港区では災害の発生時、港区だけでは十分な応急対策活動ができない場合に備えて医療救護活動、食料、飲料水、燃料等供給などについて、物資や労務の提供を優先的に受けられるよう民間団体と協定を結んでおり、２０１７年４月現在、１２４団体と締結しています。

総務常任委員会では４月２４日に災害時における応急対策業務に関する協定を結んでいる７団体と懇談を行いました。

参加団体からは１９９６年に港区と協定を結んで以来見直しがないことや新しい会員が増加するなど団体側の状況も締結当時と変わっていることもあり、改善していきたい。協定を締結している団体同士の横のつながりが重要である、協定に対する協議を港区と行うことで会員にも協定内容が説明しやすいなどの声がありました。今回の懇談は私たちにとっても直接関係者の声を聴くことができ、大変有意義でした。

協定に基づいて活動していただくためにも、港区と団体との定期的な協議を行うべきです。答弁を求めます。

**【答弁】**

災害時に、各協定締結団体が区との連携のもとで、協定に基づいた業務を適切に行うためには、平常時から災害が発生した際の連絡体制や具体的な業務内容を相互で確認しておくことが不可欠です。

そのため、全ての協定締結団体との意見交換を始めており、協定内容や発災時の対応、連絡体制等の確認を行っております。

今後、協定に基づく業務の実効性をしっかりと担保していくために、各団体との定期的な情報交換などを行い、連携強化を図ってまいります。

**４　指名停止業者への随意契約の禁止について**

**【質問】**

日本共産党都議団の独自の調査で、４７都道府県で指名停止業者と随契できるのは東京都だけであることがわかりました。

これは、豊洲新市場の追加工事をめぐって、都が昨年９～１２月に行った入札で不調が相次ぎ、都は予定価格を大幅に引き上げた上で、大成建設と特命随契を締結。同社はその３日前に指名停止処分を受けたばかりでした。

港区も、東京都と同様、指名停止業者とも契約することができる要綱となっています。

談合等で違法行為をした業者と随意契約を結ぶなどあってはならないことです。

４６道府県を見習い、入札参加有資格者停止業者との随意契約は行わないよう、「港区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱」を改正すべきです。

答弁を求めます。

**【答弁】**

　区は、重大な事故や不正行為等を起こした事業者に対して、区の入札参加資格に係る指名停止措置を区の要綱に基づき行っております。

　指名停止期間中の事業者との契約については、要綱において、認めておりませんが、区民の安全・安心を確保するために急ぎ実施しなければならない契約や、区民サービスに影響が生じるため、時期を変更することができない契約など、やむを得ない事由がある場合に限り、他自治体でも行われております指名停止期間中の事業者との随意契約を締結しております。

　今後も、指名停止措置や随意契約の適用については、厳格な運用に努めてまいります。

**５　指定管理者の公金の不適切な取扱いについて**

指定管理者の公金の不適切な扱いについては２０１８年度予算特別委員会の総括質問で指摘しました。４９万円の売り上金の紛失が１年３ヶ月も区に報告されなかったこと、事業者の領収書以外に市販の領収書が存在し、その領収書が使われた形跡があることなどを指摘し、区として全容解明と再発防止を求めました。

区長は答弁で調査を実施し事実関係を明らかにする。またその調査に基づいて全庁的な視点で調査を行う。すべての指定管理者に対し公金の取り扱いについて適切な管理を徹底するよう改めて指導すると答弁しています。

　指定管理の施設が２００を超え、今回のように内部告発がないと問題点の把握ができない状況は大問題で、区として指定管理者の管理のあり方も問われています。

指定管理者制度については多くの問題点があり、反対の立場とってきました。これまでも問題点を指摘し、改善を求めてきました。その一つが指定管理者制度で働く労働者の権利を守るための労働環境モニタリング制度の実施です。モニタリングをやるたびに指摘事項があり改善が求められています。

今回の事案は区民の貴重な税金で建設した施設で起きた公金の取り扱いについての指摘ですから、その点に絞って質問します。

① 事実関係など調査結果について

② 再発防止について、

③ 今回の事例を教訓にし、すべての指定管理者に対して指導を徹底すべきです。

答弁を求めます。

**（1）事実関係など調査結果について**

**【答弁】**

区は、関係する書類を再度提出させ確認するとともに、関係者への聞き取りを再度実施いたしました。また、管理運営状況について現場での再調査を実施いたしました。

今後、調査結果は、７月までに整理し、事実関係を明らかにしてまいります。

**（2）再発防止について**

**【答弁】**

　区は、指定管理者に対し、公金の取扱いについて適切な管理を徹底するため、現金を直接扱わないこと、事故発生時には区へ早急に報告する体制を整えることを指導いたしました。

　現在、現金の取扱いは、基本的に口座振り込みとなっております。また、現場から本部への速やかな報告を従業員に徹底させ、区に速やかに報告できる体制を整えております。

**（３）すべての指定管理者に指導を徹底することについて**

**【答弁】**

区は、今回の事例を重く受け止め、本年４月に実施の指定管理者等を対象とした「港区危機管理基本マニュアル」に関わる説明会等において、公金の適正な取扱いや危機管理上の報告体制について文書で指導いたしました。

　今後、指導に基づいた公金の適正な取扱いや、適切な危機管理体制がとられていることについて、施設所管部門においてしっかりと把握し、確認をしてまいります。

**６　性的マイノリティへの差別を解消することについて**

**【質問】**

マイノリティ（少数者）の人たちが肩身の狭い思いで生活せざるをえなかったり、差別や偏見のためにありのままの自分を肯定できなかったりする社会は、健全な社会とはいえません。とりわけ、LGBT・SOGI（ソジ）は、なかなか表面化しにくい時代が長く続きました。しかし、当事者の皆さんの勇気ある、粘り強い取り組みによって、性的少数者への差別や解消を条例で明文化する自治体が増えています。

港区も性的少数者への差別をなくすための条例制定を急ぐべきです。

答弁を求めます。

**【答弁】**

平成１６年３月に制定した港区男女平等参画条例は、「すべての人の人権を尊重し、性別による差別的取扱いの解消を図ること」を基本理念としております。

この条例でいう「性別」は、制定当時、新しい課題として捉えられていた、性的指向や性自認にかかる性的マイノリティを対象に含めているものです。

そのため、新たな条例制定は考えておりませんが、引き続き、条例の趣旨の一層の普及に努め、性的マイノリティの方々の尊厳が守られるように、理解促進のための取組を進めてまいります。

**７　成年後見制度について**

**【質問】**

一人暮らしや認知症高齢者の増加、障害者の親の高齢化など後見制度の必要性は喫緊の課題です。しかし、制度の難しさや経済負担などで利用が進んでいません。

２０１６年「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が制定され、各市町村は利用促進計画を作成することになります。港区は計画策定については、今年度検討するとしています。

成年後見制度についてはこれまでも関係者から、弁護士や社会福祉士など専門職後見だけでなく、市民後見人を活用し、財産管理だけでなく身上監護を含め本人に寄り添った支援を求める声が寄せられています。

２０１１年（H23年）からは社会貢献型後見人候補（市民後見人）の養成を行っていますが年間２名で、修了者数は１３名、市民後見人候補者として登録されている方は９名です。これでは、親亡き後の不安にこたえることはできません。

障害児の保護者の方々は自分が高齢になっていくことの不安、自分たち親亡き後の子どもの生活に対する不安を抱え、一人一人の事情にあった後見人制度の充実を願っています。

１）関係者の声を聞き、必要とするすべての人が利用しやすいよう「利用促進計画」を早急に作ること。

２） 市民後見候補者の養成者数を増やすこと。

３） 保護者や関係者の要望に応え、社会福祉協議会など公的機関による法人後見を進めること。

答弁を求めます。

**（１）利用促進計画の策定について**

**【答弁】**

区は、国の成年後見制度利用促進基本計画や後期高齢者の人口等の増加を踏まえ、認知症等により判断能力が十分でない区民の権利擁護のため、今年度中に港区の成年後見制度利用促進基本計画を策定いたします。

策定に当たりましては、港法曹会や障害者団体等の関係団体で構成する会議を７月に設置し、制度の理解促進や利用しやすさの向上等について検討し、計画に反映してまいります。

**（２）市民後見人候補者の養成者数を増やすことについて**

**【答弁】**

後見人は、判断能力が十分ではない高齢者や障害者の財産管理や各種行政上の手続き等を行う重要な役割を担うため、市民後見人候補者の育成は丁寧に行う必要があります。

港区における市民後見人候補者養成数は、平成２９年度末現在１３人で、これまで５人が後見人として選任されました。

今後、後期高齢者人口等の増加による成年後見制度の利用者増加に対応するため、引き続き、市民後見人候補者の養成に当たっては、港区社会福祉協議会と連携して取り組んでまいります。

**（３）公的機関による法人後見について**

**【答　弁】**

法人後見では、法人の専門性を生かして複数の職員が後見事務を行うことで、利用者の状態にあったきめ細かな後見活動が期待できます。さらに、継続性が確保できる等の利点があります。

成年後見制度利用促進基本計画の策定に当たりまして、法人後見の活動支援等について、港法曹会や障害者団体等の関係団体のご意見を聞きながら検討し、計画に反映してまいります。

**８　手話言語条例について**

**【質問】**

２０１６年６月８日に「全国手話言語市区町会（略称：「手話市長会」）が設立され、港区も設立時に加盟、現在４５０市区長が加盟しています。

ここに至るまで、当事者をはじめ関係者の権利としての言語を求める並々ならない努力と運動がありました。

港区聴覚障害者協会会報・５月号で、平井伸治会長(港区聴覚障害者会長)は、「……、２０１３年１０月８日に鳥取手話言語条例が制定から５年、ようやく東京都ではじめて江戸川区で成立。近いうちに他の区も可決されるそうです。港区でも１日も早く、手話言語条例の制定を実現して欲しいと願わずにはいられません。」と述べています。

港区として、国に手話言語法の制定を求めるとともに、港区として「手話言語条例」制定を急ぐべきです。

答弁を求めます。

**(1) 国に手話言語法の制定を求めることについて**

**【答弁】**

区は、手話言語法の制定について、本年６月６日に、全国市長会を通じ「障害者福祉施策に関する提言」の中で、国に対し要請しております。

今後も、他自治体と連携し、国に対し手話言語法の早期制定を要望してまいります。

**（２）手話言語条例の制定について**

**【答弁】**

区は、これまで、手話通訳者養成事業、障害者差別解消法啓発講演会などの事業を行い、手話についての普及・啓発を行ってまいりました。

現在、東京都が第２回定例会に提案している「障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」の中で、手話を言語と認識し、手話の利用が普及するよう必要な施策を講ずるとしていることから、その動向や条例が制定された際、区への影響について注視してまいります。

今後も、手話を言語の一つとして認めてほしいという障害者団体や障害福祉サービス事業者等の意向を踏まえ、引き続き、手話の普及や理解の促進に取り組んでまいります。

**９　北青山三丁目地区の民活事業について**

**【質問】**

都営青山北町アパート（通称：北三団地）の建て替えが進んでいます。都営住宅は敷地の４分の１以下に押し込められ、４分の３以上は民間の開発に提供する計画です。

ここに、サービス付き高齢者向け住宅が併設される予定です。

六本木のサービス付き高齢者住宅は、定員３０人に対し８１人の応募がありました。党区議団の粘り強い提案で低所得者でも入居できるような家賃設定がされました。

北青山三丁目に計画されているサービス付き高齢者住宅についても、生活保護者をはじめ低所得者でも入居できるような家賃とするよう、要請すること。

加えて、生鮮３品をはじめ日常生活用品が低廉な価格で購入できる店舗の誘致も要請すること。

それぞれ答弁を求めます。

**(1)　サービス付き高齢者向け住宅を低廉な家賃とするための要請について**

**【答弁】**

区は、都営北青山三丁目団地建替にあたり、東京都に対しサービス付き高齢者向け住宅の整備を要望してまいりました。

また、区がシティハイツ六本木等複合施設に民設民営で整備したサービス付き高齢者向け住宅では、国の地域優良賃貸住宅制度による入居者家賃の減額に対する助成制度を活用し、家賃の低廉化を図りました。

サービス付き高齢者向け住宅を低廉な家賃とするよう東京都に要請してまいります。

**（２）日常生活用品が購入できる店舗の誘致について**

**【答弁】**

区は、本事業の実施当初から、日常の買い物ができる施設の誘致を事業者に要望してまいりました。

本年３月には、改めて事業者に要望しており、計画地内に設けられる店舗が決定する平成３２年５月頃に向けて、食料品を取り扱う店舗の誘致を検討していくと聞いております。

今後も、地元の要望に配慮し、地域の方が安心して買い物のできる生鮮３品などの店舗が誘致されるよう、引き続き事業者に対して働きかけてまいります。

**１０　心身障害者福祉手当を精神障害者にも支給することについて**

**【質問】**

東京都の「心身障害者の医療費の助成に関する条例」は、助成対象者を身体障害者と知的障害者としていました。この間、差別解消法をはじめ、障害による差別をなくす流れが大きくすすむ中、精神障害者や関係者、都民の長年の運動に応えて、精神障害者も心身障害者医療費助成の対象に加えました。

港区は、身体障害者、知的障害者、特殊疾病者（難病など）、脳性まひ、進行性筋萎縮症など、ほとんどの障害者には心身障害者福祉手当を支給していますが、なぜか精神障害者は対象外です。

これまでの質疑を通じて、精神障害者に手当を支給しない根拠がないことが明らかになっています。

これ以上、精神障害者への差別はやめ、東京都の医療費の助成に関する条例の改善にならって、精神障害者にも心身障害者福祉手当を支給すべきです。

答弁を求めます。

**【答弁】**

区は、住民に身近な基礎自治体として、障害の種別や重さなどに応じ、必要なサービスを組み合わせて、きめ細かく提供することを施策の柱に据えております。

　精神障害者への施策については、平成26年度から３か所18床のグループホームの整備、みなと保健所、高輪地区総合支所に設置した就労の場の整備、精神障害者地域活動支援センターにおける相談支援体制の充実などの強化を図ってまいりました。精神障害者への心身障害者福祉手当の支給は予定しておりませんが、精神障害者が地域の中で自立し、安心して生活できるよう、今後も様々な取組を推進してまいります。

**１１　生活保護のしおりの改善について**

**【質問】**

小田原市での不適切な表記がされたジャンパーを着用し、１０年にわたって生活保護利用者宅を訪問、業務に従事していたという報道が大きな衝撃を与えました。

事件が明らかになった以降、事件を検証、改善策をまとめ、次々と実施されています。

「義務の羅列で、申請を諦めさせるような内容」との批判が多かった「しおり」は全面改訂され、冒頭で「『健康で文化的な最低限度の生活』を保障する日本国憲法２５条や生活保護法で定められた制度」と明記し、国民の権利という立場が貫かれ、生活保護行政を市民全体の問題として据えることの大切さを指摘しています。

浦安市や小田原市などの先進的な「しおり」を参考に、憲法２５条に基づく国民の正当な権利だ」ということがわかりやすく、利用しやすいものに改善すべきです。

　答弁を求めます。

**【答弁】**

区が作成しているしおりには、生活保護が、憲法２５条で定められた生存権を保障する制度であることを、明記しております。

現在進めている、１０月の制度改正に向けた改訂作業の中で、他の自治体が発行しているしおりを参考に、絵や図を用いて、よりわかりやすい表現となるよう、見直してまいります。

**１２　生活保護の改悪をやめさせることについて**

**【質問】**

**（１）生活保護基準の引下げに伴う他の施策への影響について**

安倍自公政権は、「生活扶助」および「母子加算」や「３歳未満の児童養育加算」などの基準を、２０１８年１０月から２０２１年の３月まで引き下げを決定しました。

生活扶助費は最大５％、母子加算は平均１９％も削減され総額で生活保護費が１６０億円削減されます。２０１３年度の生活扶助費の大幅削減、２０１５年の住宅扶助基準の引き下げ・冬季加算削減に続く大幅削減です。

都市部の単身世帯や多子世帯を中心に約７割の保護世帯が削減されますから、深刻です。

しかも影響は生活保護に限りません。適用が生活保護基準と連動している就学援助、介護保険料・利用料や国民年金保険料の減額・免除など多くの制度に影響が及びます。厚生労働省も４７の制度に影響があることを明らかにしており、影響は約３，０００万人にも及ぶとされています。港区として他の制度に影響を与えない対策を行うこと。答弁を求めます。

**【答弁】**

生活保護基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について、国は最小限に抑える方針を示しております。

区は、今後、国からの通知が届き次第、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限り影響が及ばないよう対応いたします。

**（２） 生活保護基準を引き上げるよう要求することについて**

政府がやるべきことは、生活保護基準の改悪ではなく、憲法２５条で定めた「健康で文化的な生活」の保障にふさわしい基準に改善することです。

政府に対し、生活保護制度の改悪をやめ、保護基準を引き上げるよう要求すること。

答弁を求めます。

**【答弁】**

生活保護基準につきましては、国の社会保障審議会の生活保護基準部会において検討された結論を踏まえ、国がその責任に基づき、決定するものです。

今回の生活保護基準の見直しでは、大学入学者等への進学準備給付金が新たに創設されるとともに、生活扶助額の改定については、３年間かけて段階的に引き下げられるなどの激変緩和措置も講じられております。

区として、国に対し、生活保護基準の引き上げを要請することは考えておりませんが、引き続き、被保護者等からの相談に丁寧に対応してまいります。

**１３　はしかの流行から区民を守ることについて**

1. **児童福祉施設等の区職員に抗体検査及びワクチン接種を行うことについて**

**【質問】**

はしかが沖縄で流行し、各地で幅広い年代の人に広がりを見せています。

心配なのは、予防接種を受けていない人や１回しか接種していない人への感染です。

特に２０代後半から４０代の人は、法律に基づく予防接種が１回だったために免疫が弱いので、感染を防ぐために２回の接種が必要です。

　厚生労働省も感染をさせないため、各自治体や教育委員会に対し、「医療関係者、児童福祉施設等の職員、学校等の職員は、幼児や児童等と接する機会が多いことから、予防接種の推奨を行う必要がある。」と通知しています。

児童福祉施設等の職員、学校等の職員で２回の接種が不明な職員については、はしかの流行を防ぐために、区の責任で抗体検査の実施し、ワクチン接種を行うこと。

**【答弁】**

区は、区立保育園の保育士等へのインフルエンザ予防接種など、未就学児への感染拡大防止等に取り組んでおります。

はしかの抗体検査及びワクチン接種の実施につきましては、現状を把握し、区民への感染を防止する観点から検討してまいります。

**（２）　私立認可保育園等の職員に対する助成について**

**【質問】**

私立認可保育園など港区が設立に責任を持つ民間の児童福祉施設の職員については、抗体検査費用、ワクチン接種費用を全額助成すること。

　それぞれ答弁を求めます。

**【答弁】**

　厚生労働省は、児童福祉施設等の職員がはしかを発症した場合、児童への感染を引き起す可能性が高いことから、職員の予防接種を推奨しています。

　区は、厚生労働省からの通知の主旨を踏まえ、区内全ての私立認可保育園等に対して、はしかの罹患歴などを確認し、予防接種を検討するよう周知いたしました。

　引き続き、私立認可保育園等の運営事業者に対し、職員の予防接種について、この通知の趣旨を徹底することができるよう働きかけてまいります。

　よろしくご理解のほどお願いいたします。

　教育に係わる問題については、教育長から答弁いたします。

**≪教育長答弁≫**

**１４　教職員にはしかの抗体検査及びワクチン接種を行うことについて**

**【答弁】**

現在、インフルエンザにつきましては、幼稚園教職員を対象に、教育委員会が予防接種を、また、都費負担の学校教職員を対象に、東京都人材支援事業団等が予防接種利用助成を行うことで、幼稚園、小・中学校の子どもたちへの感染の拡大防止に取り組んでおります。

はしかの抗体検査及びワクチン接種につきましては、現状を把握し、子どもたちへの感染を防止する観点から検討してまいります。

**１５　教職員の働き方改革について**

**【質問】**

**（１）長時間勤務縮減に向けた取組について**

昨年８月に、中教審・初等中等教育分科会・学校における働き方改革特別部会は、教職員の長時間勤務の実態が看過できないとして「緊急提言」をしました。

１２月には中央教育審議会の「学校における働き方改革に関する総合的な方策（中間まとめ）」を受け、文部科学大臣決定として「学校における働き方改革に関する緊急対策」が提起されました。

 区内の教職員の勤務実態は、昨年度に行った小学校５校、中学校２校での調査で、１日あたり平均在校時間が小学校教諭で約１１時間、中学校教諭で約１０時間３０分となっています。時間外勤務では小学校・中学校ともに「４５～６０時間」が多く、「６０～８０時間未満」が続いています。

また、病気休職者は、一昨年は７人、昨年は１４人と２倍になり、９割がメンタルヘルス不調者です。

 　区としても「教職員の働き方改革」に取り組んでいますが大臣決定に基づく全面的な実践が求められています。

　大臣決定では、業務の役割分担を行うために、業務のあり方、考え方が示され、学校や教師・事務職員等の職務を明確にしたモデル案を作成するとともに、時間外勤務の抑制のため、政府全体の「働き方改革実行計画」で、原則月４５時間、年間３６０時間を参考にガイドラインを提示するとなっています。

 区内の各学校の取り組みでは、原則定時退勤となっていますが、調査結果からもわかるように実態とは大きくかけ離れています。

 　時間外労働の抑制となるよう、実施計画の作成と人員配置など教育委員会が必要な措置を執ること。

　 答弁を求めます

**【答弁】**

教育委員会は、教職員の長時間勤務を縮減するため、本年４月から全中学校に、技術指導や生徒を引率するための部活動指導員を採用するとともに、小・中学校に、教材印刷等の教員の業務を支援するスクール・サポート・スタッフを配置しております。

今後は、７月に全教職員を対象に、アンケート調査を実施し、勤務時間の状況や長時間勤務の要因となる業務実態を把握するとともに、教職員の働き方に関する意識を分析し、これまでの取組に加え、長時間勤務縮減のため、新たな実効性ある取組を検討してまいります。

なお、具体的取組につきましては、教職員の働き方改革を担当している文部科学省の研究官を委員長とし、ＰＴＡ会長や青少年委員のほか、幼稚園長、小・中学校長などで構成する「教職員の働き方改革実施計画検討委員会」で検討し、本年９月を目途に策定する「教職員の働き方改革実施計画」素案に反映してまいります。

**（２）学校給食費の公会計化について**

**【質問】**

　業務を適正化するための取り組みとして、大臣決定では「学校給食費については公会計化を基本とし」「各地方公共団体に公会計化を促す」としています。

　教員の負担軽減を図るため学校給食費を公会計化すべきです。答弁を求めます。

**【答弁】**

文部科学省は、平成２９年１２月の「学校における働き方改革に関する緊急対策」に基づき、平成３１年２月を目途に、学校給食費を公会計化している自治体の課題や解決策等をまとめた「学校給食費の徴収・管理業務に関するガイドライン」を策定する予定です。

公会計化につきましては、各学校での食材調達時の契約方法、システム構築、給食費未収金への対応、さらには、教材費等、他の学校徴収金の取扱い等、公会計化に伴い想定される諸課題について、学校の意見を聞きながら整理するとともに、今後策定される国のガイドラインや他自治体の先行事例を参考に研究してまいります。

よろしくご理解のほどお願いいたします。

**《再質問１》**

**指名停止業者への随意契約の禁止について**

**《質問要旨》**

　指名停止期間中の事業者との随意契約の禁止について、港区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱を改正し、明記するべきではないか。

**《区長答弁要旨》**

現在、区の要綱においては、指名停止期間中の事業者は指名停止期間が満了するまで、制限付一般競争入札に参加することも、随意契約をすることもできない規定になっている。

　引き続き、随意契約については、やむを得ない事由がある場合を除き、厳格な運用に努めていく。

**《再質問２》**

**成年後見制度について**

**《質問要旨》**

　市民後見人の養成は丁寧な研修など時間がかかることは認識しているが、現在の１年間に２名という養成状況では、今後、制度の利用が進んでいく中で、実態に合わないことになってしまう。

市民後見人候補者の養成については、港区社会福祉協議会と連携し取り組んでいくという答弁があったが、候補者の養成者数をさらに増やしていくことも含めて対応してもらいたい。

**《区長答弁要旨》**

市民後見人は、重要な役割を担うため、市民後見人候補者の養成は丁寧に行う必要がある。平成２３年度から平成２９年度までの７年間、港区社会福祉協議会では１３人の方を養成しており、受任実績は５人となっている。今後の高齢者人口の増加や市民後見人制度の利用状況等を見ながら、市民後見人候補者の養成者数を増やすことについて、港区社会福祉協議会と連携して取り組んでいく。

**《再質問３》**

**手話言語条例について**

**《質問要旨》**

　多くの自治体で手話言語条例を制定している状況を踏まえ、港区も手話言語条例を制定するべき。

**《区長答弁要旨》**

現在、東京都では、１２日に開会された東京都議会において「障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」を提出され、この中で手話についても規定をされている。この条例の動向なども見ながら区としての対応をしていく。

手話を言語として認めてもらいたい、また、その普及、理解の促進を図ってもらいたいという、聴覚障害者の方々の思いはしっかりと受け止め、区としても積極的に取り組んでいく。